公　　告

都市計画の案について

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、東京都市計画生産緑地地区の変更案を次のように公告します。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中杉並区に対して意見書を提出することができます。

令和８年 11 月 16 日

杉並区長　岸 本　聡 子

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
東京都市計画 生産緑地地区	削除のみを行う位置及び区域　４件　約４，０４０㎡ 杉並区井草二丁目地内　約１，５４０㎡ 杉並区今川四丁目地内　約４３０㎡ 杉並区成田西二丁目地内　約１，０００㎡ 杉並区高井戸東一丁目地内　約１，０７０㎡

縦覧場所　　杉並区都市整備部管理課（区役所本庁舎西棟５階）
縦覧期間　　公告の日から２週間
意見書の提出先　　杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区役所都市整備部管理課